

# 東日本大震災により被災されたお客さまの ガス料金の特別措置の延長について

平成23年5月31日  
北陸ガス株式会社

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、同震災に関連して3月11日以降災害救助法が適用される地域等において被災された当社供給区域外のお客さまが、同震災に起因して当社供給区域内でガスのご使用契約を締結された場合で、お申し出をいただいた際は、ガス料金の特別措置を行うこととしております。

現在も、同震災による影響が継続していることから、当社は現在実施しておりますガス料金の特別措置をさらに延長することとしました。そのため、本日関東経済産業局長へ認可申請し、同日認可を受けました。

ガス料金の特別措置は、被災された皆さまの生活負担を少しでも軽減していただくためにガス料金の支払期限※を延長するものです。本日認可を受けました内容は、このガス料金の支払期限につきまして、平成23年3月検針分は6カ月間、4月検針分は5カ月間、5月検針分は4カ月間、6月検針分は3カ月間、7月検針分は2カ月間、8月検針分は1カ月間、それぞれ延長するものです。

被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げますとともに、引き続きできる限り協力してまいります。

※ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して30日目の日。

## <ご参考> 各月検針分のガス料金の支払期限の延長

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
3月検針分	検針	支払期限						→
4月検針分		検針	支払期限					→
5月検針分			検針	支払期限				→
6月検針分				検針	支払期限			→
7月検針分					検針	支払期限		→
8月検針分						検針	支払期限	→

## ■本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

\* 受付時間 8:30~17:10 (日、祝日除く)

### [新潟地区のお客さま]

北陸ガス株式会社 新潟支社 料金担当：025-229-7000

### [長岡(旧長岡市)、三条、越路、三島・与板、栃尾地区のお客さま]

北陸ガス株式会社 長岡支社 料金担当：0258-39-9000

以上

<お問い合わせ先>  
北陸ガス株式会社  
総合企画グループ 担当 小出  
TEL: 025-245-2214